

◆筑前町クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の設置について（令和7年度～）

令和6年度、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正に伴い、同法第21条において「指定暑熱避難施設」が規定されています。本町では暑さをしのげる場を確保し、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、前年度に引き続き、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定します。

◆施設の開放基準

町では熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）が発表された際に、下記の公共施設をクーリングシェルターとして開放いたします。

○令和8年度筑前町クーリングシェルター一覧・・・8施設

No.	施設名	所在地	開放時間	開放日	受入可能人数（人）	施設利用の問合せ先	※熱中症予防休憩所
1	筑前町役場本庁舎 （1階ロビー）	筑前町篠隈373	8:30～17:15	月曜から金曜日まで （祝日を除く）	5	財政課 42-6602	
2	コスモスプラザエントランス	筑前町篠隈373	9:00～22:00	火曜から日曜日まで （月曜日及び12月28日から翌年1月4日までは休館）	10	財政課 42-6602	○
3	コスモス敬老館	筑前町篠隈373	8:30～17:00	火曜から日曜日まで （月曜日、8月13日から16日及び12月28日から翌年1月4日までは、休館）	50	敬老館 直通電話はありません。	○
4	筑前町総合支所 （1階ロビー）	筑前町新町421-5	8:30～17:15	月曜から金曜日まで （祝日を除く）	5	住民課 22-2771	
5	男女共同参画センターリブラ （1階ロビー）	筑前町新町440	8:30～17:15	月曜から金曜日まで	20	リブラ 22-3996	○
6	めくばーる学習館 （1階ロビー）	筑前町久光951-1	9:00～22:00	火曜から日曜日まで （月曜日及び12月28日から翌年1月4日までは休館）	10	生涯学習課 24-8762	○
7	めくばーるめくばり館	筑前町久光951-1	9:00～16:30	火曜から日曜日まで （月曜日、8月13日から16日及び12月28日から翌年1月4日までは、休館）	20	めくばり館 24-8760	○
8	筑前町立隣保館（追加） （2階図書室）	筑前町依井1304-1	9:00～16:30	月曜から金曜日まで （祝日を除く）	8	筑前町立隣保館 24-4344	

※クーリングシェルターについては、今後追加になる場合があります。

◆運用期間

4月第4水曜日から10月第4水曜日（熱中症特別警戒アラートの運用期間と同じ）

◆利用の際の注意

※施設の改修や臨時休館等により、開放されていない場合があります。施設をご利用いただく際は、各施設に最新の情報をご確認ください。

※飲料は各自でご用意ください。

※その他、施設の利用にあたっては各施設の指示に従ってください。

※「熱中症予防休憩所」のご案内について

「熱中症予防休憩所」とは・・・法に基づかず、町独自で設置した、熱中症特別警戒情報が発表された際の施設開放義務がない施設（一時的に暑さをしのぐ施設）
上記、クーリングシェルターの「1 筑前町役場1階ロビー」、「4 筑前町総合支所1階ロビー」及び「8 筑前町立隣保館」を除く5施設

※各施設のルールを守った上で、お気軽にご利用ください。